

中小企業セーフティネット資金概要

資金名	中小企業セーフティネット資金			
活用のポイント	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている事業者を支援するための資金			
融資対象	保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1 最近3カ月又は6カ月の売上高が前年同期比で5%以上減少している者 2 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある者 3 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない者（最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること） 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者			
融資条件	資金用途	運転資金（ただし、融資対象4のうち中小企業信用保険法第2条第5項第3～5号の適用を受ける場合は、運転資金、設備資金又は運転・設備資金）		
	融資限度額	1企業、1組合当たり3,000万円以内		
	融資期間（据置期間）	運転7年（据置1年）以内（ただし、融資対象4のうち中小企業信用保険法第2条第5項第3～5号の適用を受ける場合は、運転7年（据置1年）以内、設備資金10年（据置1年）以内）		
	融資利率	融資対象1～3は、年2.30% 融資対象4は、年2.10%	保証料率	0.45%～1.40%以内（保証協会にて決定） 融資対象4の場合は、0.55%
	担保	必要に応じて求める	保証人	必要に応じて求める （法人は、代表者を保証人とする）
融資斡旋等申込先	融資対象1～3は直接取扱金融機関へ申し込む。融資対象4は市町村商工担当課			
融資斡旋時必要書類	<個人>		<法人等>	
融資申込先金融機関	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫			
融資申込時必要書類	<個人> ・売上高減少確認票（融資対象1の場合） ・取引依存度確認票（融資対象2の場合） ・原油・原材料等高騰影響確認票（融資対象3の場合） ・市町村長の認定書（融資対象4の場合） ・事業税納税証明書（事業税の納税が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書） ・原則として、最近2年間の受付印のある確定申告書の写し ・印鑑証明書、資産評価証明書 ・許認可証の写し（許認可業種の場合） ・個人情報の提供に関する同意書 【保証人分】 ・印鑑証明書、資産評価証明書 ・個人情報の提供に関する同意書		<法人等> ・売上高減少確認票（融資対象1の場合） ・取引依存度確認票（融資対象2の場合） ・原油・原材料等高騰影響確認票（融資対象3の場合） ・市町村長の認定書（融資対象4の場合） ・事業税納税証明書（事業税の納税が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書） ・原則として、最近2年間の決算書 ・定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書） ・印鑑証明書、資産評価証明書 ・許認可証の写し（許認可業種の場合） 【保証人分】 ・印鑑証明書、資産評価証明書 ・個人情報の提供に関する同意書	
手続フロー図	市町村商工担当課	中小企業者	取扱金融機関	信用保証協会
	← 認定申請	→ ①融資申込	→ ②保証依頼	← ③保証承諾
	← 認定書発行	※融資対象4の場合 → 認定書添付	← ④融資実行	
	※融資対象4の場合			